



発行 新潟県  
**第 11 号**  
 令和7年2月12日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 124 県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 125 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 126 道路の区域変更（道路管理課）
- 127 公有水面埋立の竣功認可（河川管理課）
- 128 公有水面埋立の竣功認可（河川管理課）

公 告

大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

告 示

◎新潟県告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務  
「junaida展「IMAGINARIUM」」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間  
令和7年2月18日から令和7年3月31日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 大田 正信
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社D I Palette 代表取締役 遠山 亮

新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル5階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル5階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 鈴木 浩行
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 佐藤 明
新潟市中央町4丁目10番10号 新潟商工会議所3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター	新潟市中央町4丁目10番10号 新潟商工会議所3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高橋 譲
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階 アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久

4 委託期間

令和7年2月18日から令和7年3月31日まで

◎新潟県告示第125号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和7年2月13日から令和7年3月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月12日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市 小国町土地改良区	小国中部第1	農業用排水施設整備 (県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	新潟県長岡地 域振興局農林 振興部ウェブ サイト	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当

決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課、新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市真人町字堀手乙805番2から 十日町市野口2587番1まで	新	(A)6.9～37.1メートル	192.5メートル
		(B)6.9～19.4メートル	201.2メートル
	旧	6.9～27.7メートル	192.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第127号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立の竣功を次のとおり認可した。

令和7年2月12日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 竣功認可年月日  
令和6年12月26日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所
  - (1) 名称 新潟県佐渡地域振興局
  - (2) 住所 佐渡市相川二丁目浜町20番地1
  - (3) 代表者氏名 佐渡地域振興局長 澁谷 有子
  - (4) 代表者住所 佐渡市相川二丁目浜町20番地1
- 3 埋立区域
  - 2 工区
    - (1) 位置 佐渡市松ヶ崎1340番3地先から同889番1地先に至る間の地先公有水面
    - (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びK580の地点とN0109R1の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
K580の地点 佐渡市松ヶ崎1221番3地先の護岸部にある3級基準点3N0.2（北緯37度55分16秒1185、東経138度29分59秒5009）から346度58分56秒293.282メートルの地点  
N0109L1の地点 K580の地点から356度23分58秒16.083メートルの地点

N0108L1 の地点 N0109L1 の地点から356 度24 分09 秒20.000 メートルの地点  
EC12L1 の地点 N0108L1 の地点から356 度23 分51 秒8.865 メートルの地点  
N0107L1 の地点 EC12L1 の地点から357 度02 分06 秒10.885 メートルの地点  
N0106L1 の地点 N0107L1 の地点から358 度49 分18 秒19.547 メートルの地点  
N0105L1 の地点 N0106L1 の地点から1 度22 分40 秒19.546 メートルの地点  
N0104L1 の地点 N0105L1 の地点から3 度24 分20 秒19.545 メートルの地点  
N0103L1 の地点 N0104L1 の地点から5 度41 分49 秒19.544 メートルの地点  
SP12L1 の地点 N0103L1 の地点から7 度15 分48 秒7.087 メートルの地点  
N0102L1 の地点 SP12L1 の地点から8 度24 分16 秒12.459 メートルの地点  
N0101L1 の地点 N0102L1 の地点から10 度16 分51 秒19.544 メートルの地点  
SN19 の地点 N0101L1 の地点から11 度27 分16 秒3.968 メートルの地点  
SN18 の地点 SN19 の地点から12 度20 分36 秒3.990 メートルの地点  
SN17 の地点 SN18 の地点から12 度31 分55 秒4.028 メートルの地点  
SN16 の地点 SN17 の地点から13 度08 分31 秒4.024 メートルの地点  
SN15 の地点 SN16 の地点から13 度25 分52 秒3.974 メートルの地点  
SN14 の地点 SN15 の地点から14 度01 分45 秒3.993 メートルの地点  
SN13 の地点 SN14 の地点から14 度28 分05 秒3.991 メートルの地点  
SN12 の地点 SN13 の地点から15 度27 分55 秒4.016 メートルの地点  
SN11 の地点 SN12 の地点から15 度31 分24 秒3.991 メートルの地点  
SN10 の地点 SN11 の地点から15 度15 分50 秒3.996 メートルの地点  
SN09 の地点 SN10 の地点から16 度30 分54 秒3.965 メートルの地点  
SN08 の地点 SN09 の地点から16 度13 分14 秒4.002 メートルの地点  
SN07 の地点 SN08 の地点から17 度38 分12 秒4.017 メートルの地点  
SN06 の地点 SN07 の地点から17 度29 分31 秒4.016 メートルの地点  
SN05 の地点 SN06 の地点から18 度11 分25 秒4.071 メートルの地点  
SN04 の地点 SN05 の地点から18 度51 分00 秒4.104 メートルの地点  
SN03 の地点 SN04 の地点から19 度03 分07 秒11.981 メートルの地点  
SN02 の地点 SN03 の地点から19 度03 分12 秒12.042 メートルの地点  
SN01 の地点 SN02 の地点から19 度03 分00 秒10.340 メートルの地点  
Y113 の地点 SN01 の地点から288 度56 分36 秒7.162 メートルの地点  
N096R1 の地点 Y113 の地点から288 度57 分38 秒0.862 メートルの地点  
N097R1 の地点 N096R1 の地点から204 度47 分08 秒20.104 メートルの地点  
BC12R1 の地点 N097R1 の地点から197 度53 分24 秒14.366 メートルの地点  
N098R1 の地点 BC12R1 の地点から212 度52 分48 秒5.806 メートルの地点  
N099R1 の地点 N098R1 の地点から210 度36 分28 秒20.654 メートルの地点  
N0100R1 の地点 N099R1 の地点から192 度08 分40 秒20.188 メートルの地点  
N0101R1 の地点 N0100R1 の地点から194 度10 分19 秒20.165 メートルの地点  
N0102R1 の地点 N0101R1 の地点から190 度06 分25 秒20.167 メートルの地点  
SP12R1 の地点 N0102R1 の地点から178 度31 分16 秒13.019 メートルの地点  
N0103R1 の地点 SP12R1 の地点から185 度42 分55 秒7.280 メートルの地点  
N0104R1 の地点 N0103R1 の地点から180 度27 分00 秒20.116 メートルの地点  
N0105R1 の地点 N0104R1 の地点から179 度43 分41 秒20.010 メートルの地点  
N0106R1 の地点 N0105R1 の地点から176 度41 分05 秒19.971 メートルの地点  
N0107R1 の地点 N0106R1 の地点から175 度00 分45 秒19.899 メートルの地点  
EC12R1 の地点 N0107R1 の地点から182 度59 分10 秒11.114 メートルの地点  
Y155 の地点 EC12R1 の地点から169 度28 分25 秒9.552 メートルの地点  
N0109R1 の地点 Y155 の地点から169 度52 分46 秒19.509 メートルの地点

(3) 面積 2,936.42平方メートル

4 埋立の免許年月日及び番号

令和3年1月5日 新潟県佐振地第3415号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

佐渡市

## ◎新潟県告示第128号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立の竣功を次のとおり認可した。

令和7年2月12日

新潟県佐渡地域振興局長

## 1 竣功認可年月日

令和6年12月26日

## 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

- (1) 名称 新潟県佐渡地域振興局
- (2) 住所 佐渡市相川二町目浜町20番地1
- (3) 代表者氏名 佐渡地域振興局長 濹谷 有子
- (4) 代表者住所 佐渡市相川二町目浜町20番地1

## 3 埋立区域

- (1) 位置 佐渡市松ヶ崎1388番2地先から同894番地先に至る間の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びSN33の地点とR1314の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
SN33 の地点 佐渡市松ヶ崎1221番3地先の護岸部にある3級基準点3N0.2(北緯37度55分16秒1185、東経138度29分59秒5009)から347度03分41秒274.451メートルの地点  
SN32 の地点 SN33 の地点から353度56分36秒14.065メートルの地点  
SN31 の地点 SN32 の地点から354度26分52秒20.165メートルの地点  
SN30 の地点 SN31 の地点から356度08分56秒13.698メートルの地点  
SN29 の地点 SN30 の地点から356度49分17秒19.729メートルの地点  
SN28 の地点 SN29 の地点から357度51分15秒17.040メートルの地点  
SN27 の地点 SN28 の地点から359度10分10秒10.693メートルの地点  
SN26 の地点 SN27 の地点から1度16分33秒17.379メートルの地点  
SN25 の地点 SN26 の地点から3度47分51秒18.375メートルの地点  
SN24 の地点 SN25 の地点から5度45分20秒23.812メートルの地点  
SN23 の地点 SN24 の地点から8度20分14秒10.752メートルの地点  
SN22 の地点 SN23 の地点から8度24分08秒6.310メートルの地点  
SN21 の地点 SN22 の地点から9度49分34秒9.012メートルの地点  
SN20 の地点 SN21 の地点から10度47分49秒10.031メートルの地点  
N0101L1 の地点 SN20 の地点から281度25分35秒2.317メートルの地点  
N0102L1 の地点 N0101L1 の地点から190度16分51秒19.544メートルの地点  
SP12L1 の地点 N0102L1 の地点から188度24分16秒12.459メートルの地点  
N0103L1 の地点 SP12L1 の地点から187度15分48秒7.087メートルの地点  
N0104L1 の地点 N0103L1 の地点から185度41分49秒19.544メートルの地点  
N0105L1 の地点 N0104L1 の地点から183度24分20秒19.545メートルの地点  
N0106L1 の地点 N0105L1 の地点から181度22分40秒19.546メートルの地点  
N0107L1 の地点 N0106L1 の地点から178度49分18秒19.547メートルの地点  
EC12L1 の地点 N0107L1 の地点から177度02分06秒10.885メートルの地点  
N0108L1 の地点 EC12L1 の地点から176度23分51秒8.865メートルの地点  
N0109L1 の地点 N0108L1 の地点から176度24分09秒20.000メートルの地点  
K580 の地点 N0109L1 の地点から176度23分58秒16.083メートルの地点  
R1313 の地点 K580 の地点から161度24分15秒4.055メートルの地点  
R1314 の地点 R1313 の地点から172度03分11秒8.094メートルの地点

## (3) 面積 412.49平方メートル

## 4 埋立の免許年月日及び番号

令和3年10月1日 新潟県佐振地第3268号

## 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

佐渡市

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 中条ショッピングセンター

所在地 胎内市野中宇江下347-4 外

設置者 株式会社ウオロク 他3者

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 中条ショッピングセンター

(変更後) 中条ショッピングセンター

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

(変更後) 中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟市中央区鑑二丁目14番13号 他2者

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟市中央区鑑二丁目14番13号 他3者

## 3 変更年月日

(1) 令和7年1月9日

(2) 令和4年3月17日

(3) 令和3年5月22日

## 4 変更の理由

(1) ショッピングセンターとしての名称が確立したため。

(2) 設置者の代表者の変更が生じたため。

(3) 小売業を行う者に変更が生じたため。

## 5 届出年月日

令和7年1月29日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

令和7年2月12日から令和7年6月12日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp